国立研究開発法人産業技術総合研究所出資業務規程

制定　平成26年４月１日 26規程第33号
最終改正　平成28年４月20日　28規程第14号　一部改正

（目的）

第１条　この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が推進する業務のうち、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条第１項第６号に規定する出資に係る業務の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　出資　研究所の研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、当該研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者が発行する株式を引き受け、引換えに金銭以外の財産を給付すること

二　知的財産権　国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号。以下「職務発明規程」という。）第２条第１項各号に規定する産業財産権（出願前のものを除く。）並びに商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、商標登録出願により生じた権利及び外国における前記各権利に相当する権利

三　出資財産　研究所の財産のうち、有形固定資産等管理要領（20要領第３号）第２条第４号に定める有形固定資産等及び知的財産権

（出資できる財産）

第３条　研究所は、出資財産について出資することができる。

（出資できる相手方）

第４条　研究所は、次の各号の全てを満たす者を相手方として、出資することができる。

一　会社法（平成17年法律第86号）第２条第１号にいう会社又は同条第２号にいう外国会社である者

二　国内において、研究所の研究開発の成果を実用化し、事業活動において活用しようとする者

三　前号の規定による実用化及び事業活動における活用のために十分な能力を有する者

四　十分な社会的信用を有する者

五　その他研究所が定める基準に該当する者

（出資の審査）

第５条　前条に定める相手方が研究所からの出資を希望する場合、当該相手方は研究所の指示に従い出資の申込のほか、必要な手続を行わなければならない。

２　研究所は、前項の出資の申込の内容のほか、出資に関して必要な審査を行う。

３　前項の審査を行うため、研究所に出資審査委員会を置く。
４　出資審査委員会は、理事長の求めに応じ、出資に関する審査を行う。
５　出資審査委員会の組織その他の運営に必要な事項は、別に定める。
（出資財産の価額）
第６条　研究所は、出資財産の価額について、必要に応じて鑑定評価等を行い、適切に設定するものとする。
（出資限度）
第７条　研究所は、原則として、出資の相手方の総株主の議決権の過半数を取得し、又は保有しないものとする。
（出資契約）
第８条　研究所は、出資にあたり、出資の相手方との間で、出資契約を締結するものとする。
（株式の処分）
第９条　研究所は、出資により取得した株式を処分することが適当であると認められる場合には、当該株式を処分することとする。
（処分の審査）
第10条　前条による処分を行う場合は、研究所は、処分の内容について必要な審査を行う。
２　前項の審査を行うため、研究所に株式処分審査委員会を置く。
３　株式処分審査委員会は、理事長の求めに応じ、株式の処分に関する審査を行う。
４　株式処分審査委員会の組織その他の運営に必要な事項は、別に定める。
（発明者に対する補償金）
第11条　研究所が知的財産権（商標に関するものを除く。以下本条において同じ。）を出資することにより株式を引き受けたときは、その価額による職務発明規程第27条に規定する収入があったものとみなす。
２　研究所が知的財産権を出資することにより引き受けた株式に基づく配当を受領したときは、その配当の価額による職務発明規程第27条に規定する収入があったものとみなす。
３　研究所が知的財産権を出資することにより引き受けた株式を処分したときは、その処分により得た額による職務発明規程第27条に規定する収入があったものとみなす。
４　前項の場合において、職務発明に対する補償金の支払要領（13要領第146号）第３条中「支払うものとする。」とあるのは、「支払うものとする。ただし、株式の処分に基づく補償金の各年の額の総和のうち知的財産権の出資に基づいて支払った譲渡補償金の額を超える部分に限る。」と読み替えるものとする。
（適用除外）
第12条　この規程による知的財産権の出資については、知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程（13規程第15号）第５条第３項から第５項までの規定は、適用しない。
（雑則）
第13条　この規程に定めるもののほか、出資に係る業務の実施に関し必要な事項は、別に定め

る。

附　則（26規程第33号）

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（28規程第14号・一部改正）

この規程は、平成28年４月20日から施行する。